

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	新田地区(新田集落)	令和4年3月22日	-

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	52.2 ha	
①人・農地プランの耕地面積	30.9 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.4 ha	91.9 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha	20.1 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	22.7 ha	79.9 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha	4.0 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	9.3 ha	41.0 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	12.5 ha	55.1 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	2.5 ha	8.1 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.3 ha	4.2 %
(備考) 耕作者からのアンケート回答を集計した。 プランの区域は、赤穂市総合計画において、土地利用検討エリアに区分された区域の内、事業化の可能性のある農地を区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の8割の農地が7人の中心経営体によって耕作されているが、内6人の年齢は、70才以上である。また農業後継者のいる者は4人で、その農地面積を合わせると過半数を占めるが、残り4割の農地は農業後継者がおらず、後継者の確保が緊急の課題である。 ・区域内の農地は未整備田のため、7割以上の耕作者がほ場整備の検討を望んでおり、早急に検討する必要がある。 ・区域内の農地所有者には、市外に居住している者も多数おり、ほ場整備に関する合意形成に時間を要するものと思われる。また、合わせて事業を進めるためには、「農振農用地区域」への編入に向けた同意が必要となる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体への農地の集積は進んでいるものの、農地所有者との関係性が強く、現状では農地の集約化が困難であるため、基盤整備により農地を大区画化し、中心経営体への集約化を図れるよう体制づくりを行う。 ・離農や規模縮小農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、集約化を目指す。 ・中心経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、中心経営体と共同で行うように努める。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年3月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	1.89 ha	水稻	1.89 ha	
		タマネギ	0 ha	タマネギ	1 ha	裏作
認農	B	水稻	7.08 ha	水稻	7.08 ha	
認農	C	水稻	2.39 ha	水稻	3.69 ha	
		タマネギ	0 ha	タマネギ	1 ha	裏作
認農	D	飼料用作物	5.80 ha	飼料用作物	0 ha	
認農	E	水稻	2.39 ha	水稻	2.39 ha	
		水稻	0.90 ha	水稻	0.90 ha	
	G	水稻	4.15 ha	水稻	4.15 ha	
		タマネギ	0 ha	タマネギ	1 ha	裏作
	※D後継者	飼料用作物	0 ha	飼料用作物	5.80 ha	
計	7経営体		24.60 ha		28.90 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、12,752㎡となっている。農地のの保全と効率的な作業を図るため、集落内において定期的な話し合いを行い、農地貸借により集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、ほ場整備予定のすべての農地を機構に貸付けていく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、ほ場整備完了後にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うようにする。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し、新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。</p>
<p>●基盤整備への取組方針 担い手農家に農地を集約し、農業の生産性の向上と省力化を図るため、農地の大区画化・用排水路の整備等の基盤整備に取り組む。また、関係者で十分な検討を行い、関係機関へ早期着工を要望するとともに、地域内に基盤整備の推進組織を立ち上げる。</p>
<p>●作物生産に関する取組方針 地域農業の振興と中心経営体の収益性の向上を目指すため、タマネギ等高収益作物を導入し、農地の高度利用に取り組む。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策への取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の設置等の対策について、地区全体で協議する。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>